

大分県造林事業実施要領

制定 平成14年4月1日
最終改正 令和6年4月15日

大分県造林事業の実施については、大分県造林事業補助金交付要綱（平成5年10月1日制定。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業区分等

- 1 本事業は次の各号に掲げる事業により構成されるものとする。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業
 - (2) 特定機能回復事業
 - ア 森林緊急造成
 - イ 被害森林整備
 - ウ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）
 - (3) 機能回復整備事業
- 2 前項に定める事業の事業区分、事業内容、事業規模及び事業主体は別表1に定めるとおりとする。
- 3 第1項に定める事業内容及び対象となる範囲は別表2に定めるとおりとする。

第2 県の助成

要綱第4条の県の助成については、第1の事業に要する経費について補助するものとする。

第3 維持管理

- 1 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。
- 2 事業主体は、他の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。この場合において、県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、本事業により整備した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

第4 造林事業に係る特記事項

第1の1の(1)、(2)及び(3)においては、以下の各号によるほか、第5～第9を適用する。

- (1) 対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限り、外国樹種の植栽又は播種にあたっては、あらかじめ林野庁長官の承認が得られたものとする。
- (2) 第1の事業内容における県の上乗せ事業については、別表5のとおりとする。
- (3) 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- (3) 知事は、事業の実施にあたっては、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者等の指導に努めるものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」平成13年6月19日付け13林整備第31号林野庁長官通知に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (5) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努める

ものとする。

(6) 第1の1の(3)のうち、別表1の3のアについては、以下によるものとする。

ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあつては、補助金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象林分であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

ウ 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、第1の1の(3)のうち、別表1の3のイの(ア))により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。

エ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙2の2の花粉症対策苗木及び当該施業実施箇所の知事が花粉症発生源対策に資すると認める苗木とする。

第5 補助金の交付申請

- 1 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、要綱に定める必要書類を添付して提出することにより、補助金の交付申請を行うものとする。
- 2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して、前項に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

第6 竣工検査

- 1 知事は、竣工検査（以下「検査」という。）を行う者（以下「検査員」という。）を定め、交付申請のあったものについて、申請の受理後速やかに検査を行うものとする。
- 2 検査は、1 施行地ごとに申請書等に基づいて行うことを原則とするが、申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、現地で検査を行うものとする。この場合、施行地全体の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。
- 3 検査員は、検査した事項を記した調書（以下「検査調書」という。）を作成し、これに署名するものとする。
- 4 知事は、検査調書をもとに審査し、検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であつて、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- 6 審査に用いた検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 7 知事は、検査に当たっては前各項によるほか、その具体的な手順や内容等を示した内規として、大分県造林事業竣工検査及び補助金査定要領（平成21年11月11日制定）及び造林事業検査マニュアルを定め、これに基づき検査員は検査を行うものとする。

第7 補助金の査定

- 1 知事は、検査に基づいて次の各号により知事の定めた内容に照らして補助金の査定を行う。
 - (1) 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

- (2) 各事業の査定係数は、別表3のとおりとする。
 - (3) 標準経費は、事業内容ごとに別表4に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求めるほか、以下のとおりとする。
 - ア 標準単価の算定に当たっては、林野庁が別途定める作業工程を用いること。また、林野庁が作業工程を提示していないものについては、知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
 - イ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
 - ウ 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあつては、これに適用する標準単価を定めることができる。
 - エ 標準単価の算定に用いる作業工程（林野庁が提示するものを除く。）については、知事は実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、ウェブサイト等で積極的に公開する。
 - (4) 補助率は、要綱によるものとする。
- 2 補助金の査定に当たっては前項によるほか、大分県造林事業竣工検査及び補助金査定要領（平成21年11月11日制定）に基づき行うものとする。

第8 補助金の交付決定等

- 1 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。
- 2 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

第9 補助金の交付に当たって付すべき条件等

知事は、要綱第6条により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

第10 その他

- 1 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。
- 2 県の行う事業については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21林整計第336号林野庁通知）別紙6に準じて行うものとする。
- 3 知事は、本事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。
- 4 市町村長は、本事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- 5 本要領により難しい事項については、知事の承認を受けるものとする。
- 6 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が定める。
- 7 本事業の実施については、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に定めるところによる。

別表 1 (第 1 関係)

事業区分	事業内容	事業規模	事業主体
1 森林環境保全 直接支援事業	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 付帯施設等整備 (ア)鳥獣害防止施設等整備 (イ)林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ)林床保全整備 (エ)荒廃竹林整備 シ 森林作業道整備	a 事業内容のア～コについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b ケ、コについては、前項に加えて、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、実施権配分計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1 ha 当たり 10 m ³ 以上であること。	①県 ②市町村 ③森林所有者 ④森林組合等 ⑤森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの、以下「森林整備法人等」という。） ⑥森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人」という。） ⑦森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） ⑧森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）
2 特定機能回復 事業			
(1) 森林緊急造成 自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐	a 事業内容のア～カについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b 県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路	①県 ②市町村 ③森林組合等 ④森林整備法人等 ⑤特定非営利活動法人等 ⑥民間事業者

<p>森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。</p>	<p>キ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 ク 森林作業道整備</p>	<p>網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上。</p>	
<p>(2) 被害森林整備</p> <p>気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。</p>	<p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備 シ 森林保全再生整備 (ア) 鳥獣害防止施設の整備等 (イ) 鳥獣の誘引捕獲</p>	<p>事業内容のア～ケについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。</p>	<p>① 県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人等 ⑥ 特定非営利活動法人等 ⑦ 森林経営計画策定者 ⑧ 民間事業者</p>
<p>(3) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）</p> <p>林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対</p>	<p>ア 一貫作業 イ 下刈り ウ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備</p>	<p>a 事業内容のア、イについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b 1 伐区当たりの面積の上限はおおむね 2.5ha とし、伐区</p>	<p>① 県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等</p>

<p>策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。</p>	<p>(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 エ 森林作業道整備</p>	<p>については連たんしないものとする。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 (b) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 (c) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。 d 同一施行地における下刈りについては、3回までとする。</p>	<p>⑥民間事業者</p>
<p>3 機能回復整備事業</p> <p>花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う。</p>	<p>ア 花粉発生源植替え イ 付帯施設等整備</p> <p>(ア) 林木被害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 荒廃竹林整備 ウ 森林作業道整備</p>	<p>事業内容のアについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。</p>	<p>①県 ②市町村 ③森林所有者 ④森林組合等 ⑤森林整備法人等 ⑥特定非営利活動法人等 ⑦森林所有者の団体 ⑧森林経営計画策定者又は特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者</p>

(注1) 事業主体のうち、森林組合等とは、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。

(注2) 事業主体のうち、森林緊急造成を実施する都道府県又は市町村に当たっては、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。

(注3) 事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する都道府県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。

(注4) 事業主体のうち、森林緊急造成、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。

(注5) 事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木

の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。

(注6) 事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

別表2 (第1関係)

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。
イ 樹下植栽等	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。 (ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 (イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。
ウ 下刈り	植栽等により更新した2齢級以下の林分で行う雑草木の除去。
エ 雪起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）。
オ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。
カ 枝打ち	3～6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去
キ 除伐	下刈りが終了した9～25年生以下の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。
ク 保育間伐	3～12年生以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。
ケ 間伐	3～12齢級以下の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。 なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積50m ³ を上限とする。
コ 更新伐	3～18齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積。

	<p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 50 m³を上限とする。</p>
サ 一貫作業	<p>標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1 ha 当たり 2,000 本の標準単価適用区分を上限とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m³を上限とする。</p>
シ 付帯施設等整備のうち	<p>アからサの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等</p>
(1) 鳥獣害防止施設等整備	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する鳥獣施設等の整備。</p> <p>(ア) 施設等整備 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。</p> <p>(イ) 施設改良 既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。</p>
(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	<p>森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。</p>
(3) 林床保全整備	<p>造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。</p>
(4) 荒廃竹林整備	<p>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄のアからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。</p>
ス 森林作業道整備	<p>「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。</p> <p>(ア) アからサの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの</p>

<p>セ 森林保全再生整備</p>	<p>野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当する施設の整備等。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 4 条の 2 に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあつては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第 4 条第 2 項に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。</p> <p>(ア) 鳥獣害防止施設の整備等</p> <p>次の a 又は b のいずれかに該当するもの。</p> <p>a 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。）</p> <p>b 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）</p> <p>(イ) 鳥獣の誘引捕獲</p> <p>誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）。</p>
<p>ソ（機能回復整備事業）花粉発生源植替え</p>	<p>花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉対策苗木等による植栽とする。</p>
<p>タ（機能回復整備事業）付帯施設等整備のうち</p>	<p>ソの施業と一体的に実施する次の施設等整備</p>
<p>(1) 林木被害防止施設等整備</p>	<p>多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備</p>
<p>(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備</p>	<p>シの(2)に準ずる。</p>
<p>(3) 荒廃竹林整備</p>	<p>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ソに施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がソの施業に係る事業量を超えないものとする。</p>
<p>チ（機能回復整備事業）森林作業道整備</p>	<p>継続的に使用され、かつ「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整第 656 号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良であつて、ソの施業と一体的に実施されるものとする。</p>

別表3 (第7の1の(2)関係)

事業名	査定係数
森林環境保全直接支援事業	<p>(1) 次に該当するもの：180 効率的施業区域又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り なお、人工造林において本査定係数を適用されるのは、大分県造林事業実施要領の運用の別表1に定める特定母樹に該当する苗木による場合に限る。</p> <p>(2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの：170 (ア) 森林経営計画等に基づき行う事業((1)に規定する査定係数180で行うものを除く。また、(1)の施行地における4回以降の下刈りも含む。) (イ) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班(以下「森林経営計画対象林班」という。)内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの (ウ) 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧(付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものを除く。)</p> <p>(3) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの：90 (ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10の8、第10の9に基づく伐採及び伐採後の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)に基づいて行うもの(新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。) (イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(1)及び(2)の(ア)に該当しないもの</p>
特定機能回復事業	
森林緊急造成	<p>(1) 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180 (2) (1)以外で行うもの：90</p>
被害森林整備	170
林相転換特別対策(特定スギ人工林)	180
機能回復整備事業	180

別表4（第7の1の(3)関係） 標準単価の対象経費

事業内容	対象因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定森林再生事業に限る）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費
花粉発生源植替え（一貫作業）	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費

（注）苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

（注）一貫作業における地拵え費は、機械地拵え費とする。

別表5

事業の種類	対象とする事業区分	事業の内容	採択基準	備考
再造林促進事業	第1の1の(1)又は第1の1の(2)のアで実施する人工造林	スギ・ヒノキ・コウヨウザンによる低コスト再造林にかかる標準経費の15%以内の上乗せ補助を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・育成単層林の主伐跡地で再造林を実施し、植栽樹種はスギ、ヒノキ、コウヨウザンとし、植栽本数の標準単価適用区分は原則としてスギ2,000本/ha、ヒノキ2,500本/ha、コウヨウザン2,000本/haを上限とする。(ただし、知事が法令による制限又は現地の状況、樹種、品種の特性から、当該区分以下の植栽本数が適当でないと判断する場合を除く。) ・森林経営計画の長期の方針において、低コスト施策を実施する旨を記載しており、かつ、法令等を遵守していること。 ・スギ、ヒノキ、コウヨウザンの適地であり、かつ、木材生産に適した現地であること。(環境林整備事業の対象地と重複しないこと。) ・森林経営計画対象森林であること。 	森林環境税活用
再造林促進緊急対策事業	第1の1の(1)又は第1の1の(2)のアで実施する人工造林	本数率で20%以上の広葉樹の植栽を伴う再造林にかかる標準経費の5%以内の上乗せ補助を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画対象森林であり、法令等を遵守していること。 ・広葉樹を植栽することにより、公益的機能がより発揮されること。広葉樹植栽区域が区分けされていること。(針葉樹との混植をしていないこと。) ・伐採後2年以内の森林であること。 	
環境林整備事業	第1の1の(1)又は第1の1の(2)のアで実施する人工造林	尾根谷部の急傾斜地において、本数率で100%の広葉樹の植栽を行う再造林にかかる標準経費の32%以内の上乗せ補助を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹の植栽本数の割合が100%であること。 ・尾根谷部における概ね35度以上の急傾斜地であって、森林作業道の開設が困難な地形であり、木材生産に適さない現地であること。 	森林環境税活用
下刈支援対策事業	第1の1の(1)又は第1の1の(2)のア、イ、ウで実施する下刈り	スギ・ヒノキ・コウヨウザンによる低コスト再造林を実施した人工林(※)。2～5年生の下刈りにかかる標準経費の5%以内の上乗せを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・下刈りを実施し、その標準経費の13%以上を市町村が上乗せ補助を行う場合。 ・スギ、ヒノキ、コウヨウザンによる低コスト再造林を実施した人工林(※2)。 ・林齢が2～5年生に限る。 	
除伐支援対策事業	第1の1の(1)又は第1の1の(2)のア、イで実施する除伐	スギ・ヒノキの人工林において行う除伐にかかる標準経費の5%以内の上乗せを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・除伐(目的外樹種)を実施し、その標準経費の13%以上を市町村が上乗せ補助を行う場合。 ・林齢が9～25年生の林分に限る。 ・主林木の成立本数が2,000本以下であること。 	
保育間伐推進緊急対策事業	第1の1の(1)又は第1の1の(2)のイで実施する保育間伐	人工林の保育間伐にかかる標準経費の5%以内の上乗せ補助を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育間伐を実施し、その標準経費の13%以上を市町村が上乗せ補助を行う場合。 ・3～5年齢以下の林分に限る。 	
鳥獣害防止施設等整備事業	第1の1の(1)又は第1の1の(2)のア、イ、ウ又は第1の1の(3)で実施する付帯施設等整備のうち、鳥獣害防止施設等整備	人工造林等の付帯施設である鳥獣害防止施設等整備にかかる標準経費の5%以内の上乗せ補助を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害防止施設等整備を実施し、その標準経費の13%以上を市町村が上乗せ補助を行う場合。 	

※1 事業主体、事業規模は別表1に準ずる。

※2 再造林促進事業で定める植栽密度以下の再造林地。

- 附 則 この要領は、平成14年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成15年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成16年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成17年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成19年7月31日以降の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成20年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成20年10月1日以降の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成21年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成22年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成23年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年度4期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成25年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 この要領は、平成26年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (平成28年6月20日 森整第308号)
この要領は、平成28年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (平成29年6月20日 森整第221号)
この要領は、平成29年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (平成29年9月1日 森整第651号)
この要領は、平成29年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (平成30年6月1日 森整第67号)
この要領は、平成30年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和元年5月7日 森整第66号)
この要領は、令和元年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和2年4月13日 森整第1235号)
この要領は、令和2年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和2年6月11日 森整第208号)
この要領は、令和2年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和3年4月20日 森整第1330号)
この要領は、令和3年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和4年4月5日 森整第22号)
この要領は、令和4年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
なお、実施要領第1の1の(1)のクに規定する8～12齡級以下の保育間伐及び同要領第1の1の(3)のア又はイに掲げる事業規模等にかかる申請は、令和4年度当初予算からの適用とする。
また、実施要領第1の1の(1)のアに規定する補植及び同要領第1の1の(4)のウの(ア)に掲げる査定係数に係る申請は、令和4年4月以降に施業を行った箇所とし、令和4年度当初予算からの適用とする。
- 附 則 (令和5年4月6日 森整第54号)
この要領は、令和5年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和6年1月9日 森整第1428号)
この要領は、令和5年度5期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附 則 (令和6年4月15日 森整第82号)
この要領は、令和6年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。